

議案第49号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を経て、市道の路線を下記のとおり認定する。

平成28年2月22日提出

山陽小野田市長 白井博文

記

路線 番号	路線名	起 点	終 点	備 考
1221	市道 小野田駅前 7号線	山陽小野田市 日の出一丁目 1790-2 地先	山陽小野田市 日の出一丁目 1783-3 地先	L = 170 m
1222	市道 小野田駅前 8号線	山陽小野田市 日の出三丁目 2186-1 地先	山陽小野田市 日の出三丁目 1749-12 地先	L = 160 m
1223	市道 小野田駅前 9号線	山陽小野田市 日の出三丁目 2211-5 地先	山陽小野田市 日の出三丁目 2206-2 地先	L = 200 m

(参考条文)

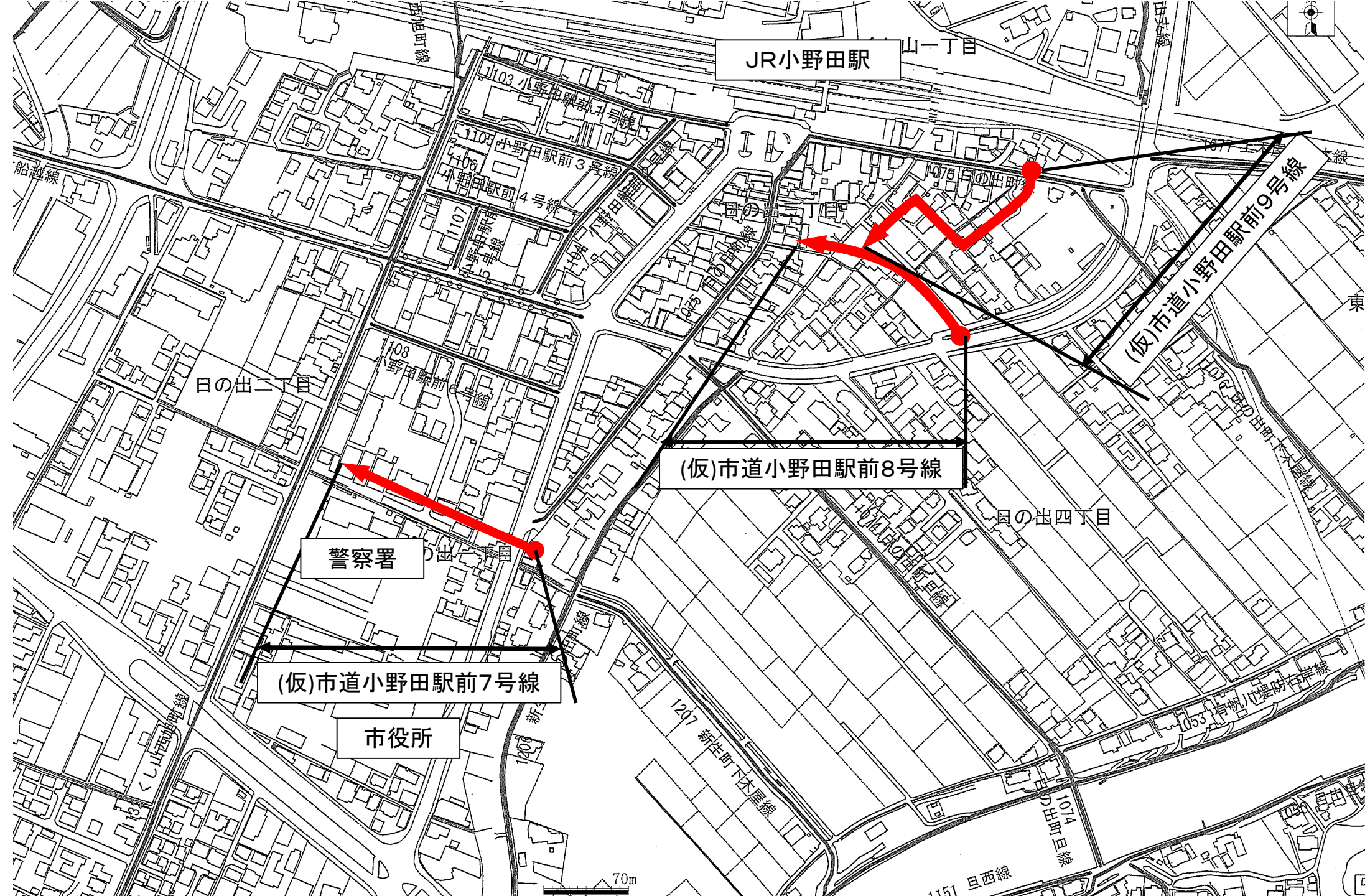
○道路法

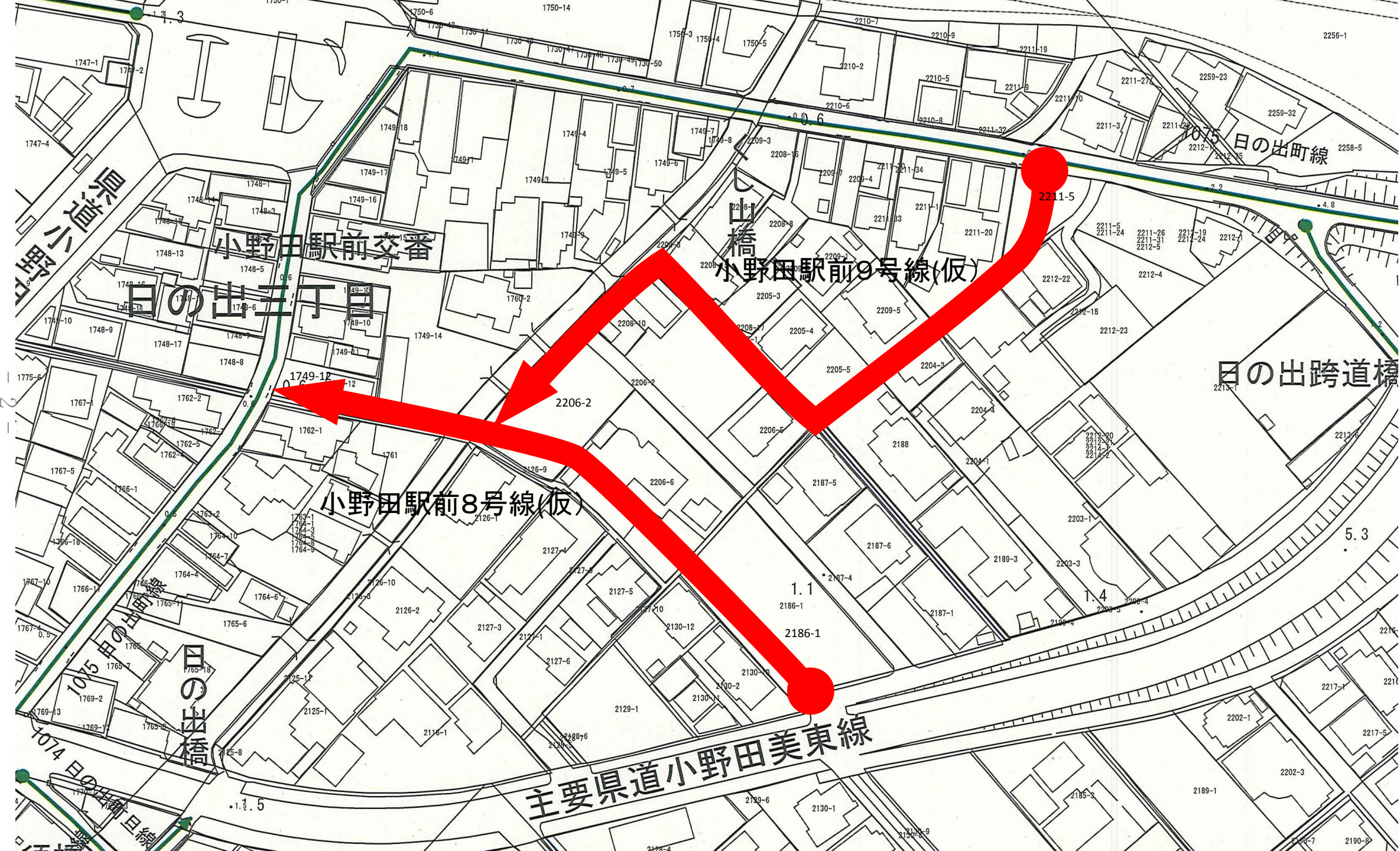
(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)





小野田駅前交番

山橋  
小野田駅前9号線(仮)

小野田駅前8号線(仮)

主要県道小野田美東線

日の出町線

日の出跨道橋

日の出橋

1074 日の出町線

1074 日の出町線

日の出三丁目

日の出橋

二丁目

J A 高千帆支所

小野田駅前6号線

小野田駅前7号線(仮)

小野田警察署

日の出一丁目

1/1000 · 1.1

